

令和8年度北の近江女性IT基礎スキル向上事業業務委託仕様書

1. 委託業務名

令和8年度北の近江女性IT基礎スキル向上事業業務委託

2. 業務の目的等

(背景)

- ・子育て等を理由に離職後、就業を希望する女性は多いが、離職してからのブランクが長いと、目まぐるしく進む企業内でのIT化に対応できないのではないかと不安を感じる人が多く、再就労に向けて一歩踏み出すために、ITスキルの向上が必要である。
- ・県北部地域（長浜市、米原市、高島市）は人口減少や高齢化が著しい地域であり、今後、あらたな働き手を確保するためにも、女性の活躍が求められている。

(目的)

- ・県北部地域の女性が参加しやすい、IT基礎スキルを学ぶ場を提供することにより、再就労を支援し、県北部地域の女性の活躍を支援するとともに、県北部地域の労働力の確保につなげる。

3. 契約期間

契約締結日から令和9年3月12日（金）まで

4. 委託業務の対象

県北部地域（長浜市、米原市、高島市）在住または県北部地域で働くことを希望する、子育て等を理由に離職後の就業を希望する女性等。

5. 委託業務の内容

(1) IT基礎スキルを学ぶための講座の実施

①講座の概要

- ・実施期間 令和8年7月頃から令和8年12月頃まで
- ・実施場所 県北部地域（長浜市、米原市、高島市）
- ・実施形式 原則対面（オンラインと対面の併用は可、オンラインのみの実施も一部は可とする。）
- ・実施回数 10回程度
- ・実施時間 1回あたり3時間程度
- ・定員 1回あたり15人程度

②講座の内容やレベル

- ・パソコンの基本知識や、チラシ・リーフレット・SNS・Webサイト等を作成するためのIT基礎スキルを学ぶ内容とすること。
- ・パソコン操作が不慣れでも参加でき、ITスキルの不足に伴う不安を解消し、再就労しようと思えるきっかけとなるような内容とすること。

- ・仕様書から作品やデザインを作成する実践的な練習ができるような内容を含むこと。
- ・講義形式と、パソコン等を使う実習形式の両方を行うこと。
- ・実施回数10回程度のうち、3回程度は、県北部地域全体から対面で参加しやすいよう、本会場とサテライト会場を設けて実施すること。
- ・対面開催の場合、託児を設けること。

③実施体制

- ・講師の派遣は受託者が行う。
- ・実習形式の講座は、実習補助スタッフを2名程度配置する。
- ・受講希望者の申込受付、参加者への連絡、講座実施当日の運営、資料作成、印刷その他講座開催にかかる業務は受託者が行う。
- ・講座開催場所の会場借上料は、受託者の負担とする。
- ・実習形式の講座に必要なパソコン等は、受託者または利用者の負担とする。
- ・実習形式の講座で用いるデザインソフト等は、受講者に費用が発生しないようにする。

(2) 就労への個別相談や、デジタルスキル支援

- ・委託期間中、企業への就業、起業、在宅ワーク、デジタル業務の受注など、受講者が就労への一歩を踏み出すことについて、個別相談を行う。
- ・相談内容によって、滋賀マザーズジョブステーションやハローワーク、男女共同参画センター、県や市等の就労支援事業等へ連携する。
- ・委託期間中、デジタルスキルについてのアドバイスやサポートを行う。

※上記(1)(2)は目安であり、これを上回る提案も可。

(3) 広報

- ・本業務の受講者の募集のため、効果的な広報を行う。
- ・広報のための費用は受託者が負担する。

6. 委託業務の結果報告

- (1) 委託業務終了後、実施した事業の内容を示した報告書を作成し、提出すること。
- (2) 講座受講者のうち、就労への個別相談や、デジタルスキル支援を行った人数、実際に就労につながった人数を報告すること。

7. 特記事項

- (1) 本委託業務の実施に当たり、責任者を置くとともに、実施体制および実施スケジュールを県に書面で報告すること。
- (2) 本業務の実施に当たり、関係法令を遵守すること。
- (3) 本業務を通じて得た個人情報、受託者において適正に保有、管理するとともに、本業務の遂行に必要な限度においてのみ利用すること。
- (4) その他、仕様のない事項または仕様について生じた疑義については、県および受託者の双方で協議するものとする。